

## お知らせ

独立行政法人 福祉医療機構

# 経営安定化資金(療養病床)のご案内

◇医業経営・福利厚生部◇

療養病床については、平成18年7月より新たな診療報酬体系が施行され、医療の必要度に応じて設定した患者分類を用いた評価を導入し、患者の状態に即した機能分担を促進するために、介護保険との役割分担の明確化を図ることとされました。

つきましては、今回の診療報酬改定により一時的に資金不足が生じる場合や、「介護保険移行準備病棟(仮称)」または「経過型介護療養医療施設」へ移行するために、一時的に資金不足が生じる場合に医療施設の経営の安定化を図るための経営安定化資金をご利用ください。

### <ご利用いただける方>

療養病床を有している病院および診療所

### <資金の使途>

療養病床を有している病院および診療所の経営の安定化を図るために必要な運転資金

### <ご融資の条件>

融 資 額	病院は1億円以内、診療所は4,000万円以内(ただし、担保価額の範囲内の額)
融資利率	年2.5%(平成18年7月1日現在)
融資期間	原則5年以内。ただし特に必要と認められる場合は7年以内 (うち据置期間1年以内)
償還方法	毎月償還(元金均等)
担 保	必要に応じて提供していただきます。
保 証 人	病院2名以上、診療所1名以上 (ただし、開設者が個人の場合は同一生計者等のみの保証人は不可)
そ の 他	・ 機構で行う経営診断を受けていただきます。 ・ ご利用の際には、直近1期分の決算書または確定申告書をご提出いただきます。 (開設後1年未満の病院等については、開設後の経営状況に係る書類をご提出いただきます。)

詳細につきましては、独立行政法人福祉医療機構までご照会ください。

東京本部 東京都港区虎ノ門4-3-13秀和伸谷町ビル9階  
医療貸付部医療審査課 TEL 03-3438-9937/ FAX03-3438-0659